

令和 7 年度「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」支援対象者募集要項

第 1 趣旨

地方における人口減少が大きな問題となる中、本県経済の活性化を図るため、県内企業等への就職・定着を促進し、これからの地域や産業の担い手を確保することは重要な課題となっています。

そこで、宮崎県では、県内企業等に就職する若者の奨学金の返還を支援する「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」を実施することとし、令和 8 年度に就職を予定している支援対象者及び令和 7 年度の中途(令和 7 年 5 月～令和 8 年 2 月)に就職する支援対象者を募集します。

第 2 事業の内容

1 事業の流れ

① みやざき産業人財確保支援基金への積立て

本事業の財源となる基金へ、宮崎県の出捐や就職先となる県内企業等(以下、「支援企業」という。)の寄附、県外企業の寄附(企業版ふるさと納税)により積立てを行います。

② 支援対象者の認定・就職

支援企業が内定を出した方又は令和 7 年 5 月～令和 8 年 2 月の間に採用した方のうち、対象となる方(以下、「支援対象者」という。後述第 3 参照)がいる場合は、第 7 の 3 に掲げる提出期限までに、本人から県へ支援対象者の申請を行っていただきます。

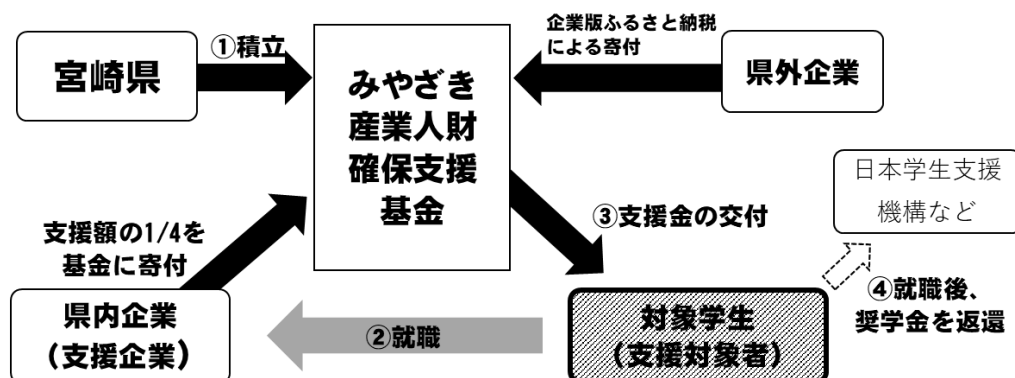
③ 支援対象者へ支援金の支払い

支援対象者が就職して一定期間(1 年、3 年、5 年)が経過するとき、県の基金から支援対象者に対して、支援金を交付します。(該当する年の 5～7 月頃)

④ 奨学金の返済

交付された支援金は、全額、奨学金貸与機関への返済に充てていただきます。

2 イメージ図



第3 支援対象者の要件

以下の要件に該当すること。

1	支援企業（※1）に、正規雇用により就職する以下 a、b のいずれかを満たす大学等（※2）の在学生又は既卒者であること。 【a】令和8年度当初に就職する予定のある者 【b】令和7年度中(令和7年5月～令和8年2月)に就職する者 ※1 支援企業：県があらかじめ認定した企業等。【a】【b】で異なるため、別添を参照。 ※2 大学等：大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程・高等課程、高等学校
2	就職してから5年が経過する日までの就業地域が宮崎県内であること。

第4 支援対象者への支援限度額及び交付額

支援金の額は、支援対象者が借り入れた奨学金の返還残額（基準日時点）のうち元本相当額の2分の1又は下の表に定める支援限度額のいずれか低い方の額とします。

支援企業に就職する時期	基準日
【a】令和8年度当初に就職する予定のある者	就職した日
【b】令和7年度中（R7.5～R8.2）に就職する者	令和8年4月1日

	支援限度額 (千円)	交付額		
		1年経過時	3年経過時	5年経過時
大学院・6年制大学	1,500	返還残額のうち元本相当額の2分の1又は支援限度額のいずれか低い方の額に0.3を乗じて得た額	返還残額のうち元本相当額の2分の1又は支援限度額のいずれか低い方の額に0.3を乗じて得た額	返還残額のうち元本相当額の2分の1又は支援限度額のいずれか低い方の額から、1年経過時及び3年経過時に交付した額の合計を控除して得た額
4年制大学・高専（専攻科）	1,000			
短大・高専(本科)・専修学校専門課程	500			
高校・高専（3年次修了）・専修学校高等課程	400			

第5 対象となる奨学金

日本学生支援機構奨学金、宮崎県育英資金、宮崎県奨学会奨学金

※入学時特別増額貸与奨学金を含みます。

第6 その他の条件

支援対象者の認定後、次の(1)～(8)のいずれかに該当することとなった場合は、認定の取消となります。該当する事由が生じた際には、支援対象者本人により、その旨を県へ報告しなければなりません。

(1)	奨学金の貸与を取り消された場合
-----	-----------------

(2)	認定を受けた年度中に大学等を卒業できなかった場合
(3)	予定していた時期に支援企業に就職しなかった場合
(4)	支援企業に就職後5年を経過する前に離職した場合
(5)	就業地域が宮崎県内でなくなった場合（ただし、県内の事業所に在籍したまま県外への長期出張や研修に参加するなど、合理的な理由による一時的な場合は除く。）
(6)	奨学金の返還が滞った場合
(7)	奨学金の返還が免除された場合
(8)	その他、決定を取り消すことが相当であると知事が認めた場合

第7 支援対象者の申請方法

支援を希望する場合は、支援の対象となる本人から、県へ申請を行ってください。

1 提出書類

(1) 大学等の在学生の場合

- ① 「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」支援対象者認定申請書（様式第5号）
- ② 支援企業推薦書（様式第6号）
- ③ 奨学金の貸与額が分かる書類

（奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの。貸与機関が発行したものに限る。）

※複数件の貸与を受けている場合は、すべてについて証明書等を添付すること。

※大学等在学中に奨学金の返還をしている場合は、返還残高が分かる書類（奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの。貸与機関が発行したものに限る。）を添付すること。

- ④ 在籍する大学等の卒業（修了）見込証明書

(2) 大学等の既卒者の場合

- ① 「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」支援対象者認定申請書（様式第5号）
- ② 支援企業推薦書（様式第6号）
- ③ 奨学金の貸与額及び返還残高が分かる書類

（奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの。貸与機関が発行したものに限る。）

※複数件の貸与を受けている場合は、すべてについて証明書等を添付すること。

- ④ 最終学歴となる大学等の卒業（修了）証明書の写し

2 提出方法

次の(1)、(2)のいずれかの方法で県へ提出してください。

様式等は、宮崎県電子申請システム又は県庁ホームページ（末尾参照）でダウンロードできます。

(1) 宮崎県電子申請システムによる提出【推奨】

申込フォームに必要事項を記入の上、②～④の書類を添付して送信してください。

①の書類は、申込フォームの内容と同一ですので、ファイルの添付は不要です。

※電子申請システムURL

(右の二次元コードからも申請できます。)

<https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/apply-procedure-alias/hinataR70213>



<注意事項>

電子申請システムによる申込み後は、県から受付完了メールが自動で送信されます。
受付完了メールが届かない場合は、申込みができていない可能性がありますので、下記の問合せ先へ御確認ください。

(2) 郵送による提出

①～④の書類を紙媒体にて郵送してください。

3 提出期限

令和8年2月13日(金) 必着

第8 結果の通知

令和8年3月末までに、申請者の住所へ審査結果を通知する文書を郵送します。

第9 問合せ先・申請書類提出先

宮崎県 総合政策部 産業政策課 産業企画・外国人材担当
〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
電話：0985-26-7967 FAX：0985-26-0047
E-mail：sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

※県庁ホームページ

令和7年度「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」の支援対象者の募集について

(右の二次元コードからも御覧いただけます。)

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/sangyoseisaku/shigoto/sangyo/hinatashien/20241003192236.html>

